



児童相談所の職員について

中央児童・障害者相談センター 企画・児童指導課長 井上 香奈子

児童相談所ではさまざまな職種の職員がチームを組んで支援を行っています。
このコーナーでは、児童相談所で働く専門職について紹介していきます。

1. 所長

(愛知県では、児童相談所を「児童（・障害者）相談センター」としているため、センター長となります)

所長は児童相談所業務全体を統括し、児童の一時保護をはじめとした法に定められた権限を行使する役割を担っています。

2. 児童福祉司

児童福祉司は子どもや保護者等からの相談に応じ、必要な調査や社会診断、関係調整、支援、指導等を行います。

児童福祉司の中には、児童福祉司スーパーバイザーという職員がいます。これは、児童福祉司として概ね5年以上勤務し、法定研修を受けた人で、児童福祉司等の職務遂行能力の向上を目的とした指導及び教育に当たる児童福祉司です。

令和元年度には、県内10カ所の児童相談所に児童福祉司116人と児童福祉司スーパーバイザー27人が配置されています。

3. 児童心理司

児童心理司は、子ども、保護者等の相談に応じ、心理検査や面接等によって心理診断を行い、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行います。

児童心理司と児童福祉司はチームを組んで対応できる体制が望ましいとされており、児童福祉司2人につき児童心理司1人以上の配置が標準とされています。

令和元年度には、10カ所の児童相談所に59人配置されています。

4. 保健師

保健師は、子どもの健康及び心身の発達に関するアセスメントとケア、虐待を受けた子どもへの支援、医療・保健に係る関係機関との連絡調整等を行います。

平成28年の児童福祉法改正により児童相談所への配置が定められ、愛知県では平成29年度から配置が開始されました。

令和元年度には、新城設楽児童・障害者相談センターを除く9カ所の児童相談所に1人ずつ配置されています。

5. 一時保護所職員

愛知県では、尾張、三河地域に1カ所ずつ一時保護所を設置しています。

一時保護所では、児童指導員、保育士等が子どもの生活指導や行動観察、行動診断等を行っています。

6. 警察官OB

児童虐待相談の増加に伴い、児童相談所は警察との連携を強化してきました。

警察本部や各警察署との連携に加え、平成23年度から児童相談所に警察実務の経験に基づく技術や知識を有する警察官OBの配置を始めました。

令和元年度には、5カ所の児童相談所に1人ずつ配置されています。